

一オス番(米泉 蕙) 買上るか、土手も造るか、はつきりしたことを委員会に諮つて、確たる案によつて急速に処理願いたい。

一オミ番(中西虎造) 三十三年度予算案は教育優先と云う内容で結構である。然し住みよい町にするには保健衛生、環境衛生の面、或は道路の問題等、何れも考えなければならぬ。本予算案についてはそれ等の新鮮味が無い。一つの料にはまつたヤリオのようにみられる。基地交付金についても基地に通ずる道路の改修、下水面についても考慮を望む。

一オ四番(瀬古清造) 三十三年度の予算審議にあたり、特に総務委員長からは理事者と代表するような答弁があったが、我々は町民の代表の議員である。秋山町長は堅実な名町長であるが、堅実性の中に積極性と効味してほしい。基地交付金は大体スッパウ(セッパ)円くらいと思つたが八百何円もくる結果となつた。

住みよい町、明るい町の建設についてはオミ番議員の発言の通り、少くとも四〇〇万円道路を造ることに使わなければ申訳ないと思う。

一オニ番(田村祐一) 町民のため、役場内の一般事務の施設について改善を考え

なければならぬ。戸籍事務についても臆本一通とするのに二日、三日もかかる。これも臆字式のものを使ってみてはどうか。事務能率も上げるには施設能力の改善も考慮されたい。

一オニ番(森田茂一) 消防賞に關連し、現在昭島市では消防署を置いているが、町でも消防署を置けないか。

一町 長(秋山誠一) 人件賞、運営賞で最低一五〇万、二〇〇万円かゝるので、全員の面で難し。せつかく各分団の器具も揃った所であるから、現制度でやってゆきたいと考えている。

一オス番(設樂美知) 分校については予算五〇〇万円が計上されているが、年度内に完全なものとすると考えてよいか。

一町 長(秋山誠一) 考え方としては年度内に独立できる程度のものによってゆきたいと思う。

一四番(瀬古清造) 消防の問題であるが、町長は立川、昭島市の例を答弁して、いるが、最少限の方法で町としてやる方法があるのではないか。

又消防団員の夜番位は免除してもよいのではないか。昔の状態と今とは違ふの

で今一番大きな犠牲を背負はされているのは消防団員である。最少限度の才法でやれるかやれないか伺いたい。

一町 長(秋山誠一) 署となると規格があり許可にならない。便宜的に主力は消防団がやり施設を強化すること、なるが署としては許可にはならない。

一オ四番(瀬古清敏) 一ニ一三名の人員で昼夜交替でやるならば費用はかからないと思う。

又消防団員も本町では四〇名と聞いているが、七、八町内では二人きりである。一面を始末は度々ある。八町内あるから一町内五人おせば足りるわけである。夜番だけは考えとらいたい。

一オ三十一番(田村祐一) 私の方の部落では希望が多くはみ出してしまつような現況でその面で苦慮している。

一議 長(田村利一) これで質問も打ち切りだが異議ないか、
全員異議なし。

一議 長(田村利一) 異議ないので議案オエ号は今までの例により、歳入全般について、歳出では議会賞、役場賞、消防賞、教育賞、財産賞、送学費、公

債賞、諸支出金、予備費、又公議案オ七号から九号までも總務委員会に

付託審議することに異議ないか、

異議なし

一議 長(田村利一) 異議ないので以上を總務委員会に付託審議することにする。

一議 長(田村利一) 次に議案オ六号中、土木費、産業全庁費、統計調査費について建設委員会に付託審議することに異議ないか、

異議なし

一議 長(田村利一) 異議ないので以上建設委員会に付託する。

次は六号議案中、社会労働施設費、保健衛生費、又国民健康保険予

算、公営住宅予算、上水道予算、並に議案オ十一号、オ十三号、

議案オ十五号、オ十七号、オ十九号、オ三十一号については厚生委員会に

付託審議することに異議ないか、

異議なし

一議 長(田村利一) 異議ないので以上を厚生委員会に付託する。

次に議案オ三十二号からオ三十五号までと場合委員会に付託して審議することに

とに要議ないか

要議なし

一議 長(田村利一) 要議ないので以上で場合委員会に付託する。

それでは議案オエ号からオニ五号までは唯今申上げたように各委員会に付託して審議することに決定いたします。

日程オニ五 寄附受領について (議案オニエ号)

一議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一助 役(川窪金吉) 寄附の受領について少額の場合は議会の議決を要するのは煩しので金額又は価額三万円以下の場合には町長限りで随時受領できるように決議をお願いする。

一議 長(田村利一) 議案オニエ号について要議ありませんか

要議なしの声多し

一議 長(田村利一) 要議ないので認め原案通り決定いたします。

日程オニニ 契約締結同意方について (議案オニ七号)

一議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一助 役(川窪金吉) 議案オニ七号については先般の協議会で説明した通り、オニ三小学校の増築工事について木造二階建厚型スレート葺、一棟一八〇坪普通通教室、エ昇降口、非常階段(鉄筋)、防火壁、一渡り廊下、一五坪、計一九五坪である。オニ十三日入札に付し西多摩土建に落札仮契約をした。条例の規定により同意を必要とするので決議をお願いするものである。

一議 長(田村利一) 議案オニ七号について要議ありませんか。

要議なし

一議 長(田村利一) 要議ないので認め議案オニ七号は原案通り決定します。

日程オニ三 路線認定について (議案オニ八号)

一議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一書 記(上野重勝)

朗

読

一助 役(川窪金吉) 議案オニ八号は大字熊川三五八番地から四四大番地これは内出、南の界り道路であります。が矢対事業の(送)で施行したもので中買七米、延長五四=米の道路で「ワッス」町の全買のうち町買は二四万余円、あとは都買担で昨年九月着工、完成したもので道路法オニ八条により町道として認定したので決議をお願いします。

一議 長(田村利一) 議案オニ八号について異議ありませんか。
異議なし

一議 長(田村利一) 異議ないと認め原案通り決定いたします

日程オニ十四 路線一部変更について

一議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一助 役(川窪金吉) 議案オニ九号は加美地区の矢対工事であったのであります。旧路線が「三七米、新路線が三五五米、中買は三米六六を六米としたもの

のであります。これも道路法オニ十条の規定により、路線の一部変更をしたいので決議をお願いするものである。

「オニ十番(田村祐一) 建設委員の方は専向であるから地域や名称がわかるが一般にはわかりにくいと思うので、今後は図面をつけるようにしたい。

一議 長(田村利一) 議案オニ九号について異議ありませんか。
異議なし

一議 長(田村利一) 異議ないと認め議案オニ九号は原案通り決定します。

日程オニ十五 寄附受領について (議案オニ三〇号)

一議 長(田村利一) 本件を提案します。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一助 役(川窪金吉) 議案オニ三〇号は寄附受領の件であります。

その二はかねてからオニ小学校に水道を引いてくれと云われていました。がオニ小学校の父母と先生の会より水道引き入れについての指定寄附があったので受入れた。工事のうち資材は明日購入することになっており、工期は一ヶ月、巨高は八三三米、一〇〇〇耗管で施工したいと考えている。

その二に於ては中新道の補装工事で非常に道が悪く且交通がはげしいので舗装にしようといふこととて本町三、四町村会長より三十七万円の指定の申出があり受領して工事を施行したい。

一才士番(山下幸三)小学校に対する給水工事について今後水道を引く際は町賦源でやうてほしい。又工事名称について苦しんでいるようであるが町道に於ては縦横に号線を入るようによ望する。

一議 長(田村利一) 議案オ三三号について異議ありませんか。
異議なし

一議 長(田村利一) 議案オ三三号については異議ないものと認の原案通り決定します。

日程オ三十八 建物買収について (議案オ三一号)

一議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一助 役(川窪金吉) 議案オ三一号は先般の協議会の折、了解を得た所

止となった旧と殺場の建物と一〇〇万円で買収しようとするものである。
尚予買収に於ては三十二年度でやりたい。

一議 長(田村利一) 議案オ三一号について異議ありませんか。
異議なし

一議 長(田村利一) 議案オ三一号は異議ないものと認め原案通り決定いたします。

日程オ三十七 建物公売について (議案オ三三三)

一議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一助 役(川窪金吉) 議案オ三三三号は前の議案と関連するもので三十一号議案は買収して三十三号議案で公売に付するものであります。

坪数でえ坪の差があるのでこの部分は新しいので移築し残りも公売にしたいと云うこととて場合委員会、総務委員会の承認を得たものであります。

一議 長(田村利一) 議案オ三三三号について異議ありませんか。
異議なし

一議 長(田村利一) 議案オ三三号は要議ないものと認め原案通り決定いたします。

一議 長(田村利一) 議案オ三三号は要議ないものと認め本件を上程いたします。
が要議ないか

日程オ三十八 契約締結同意オに付て (議案オ三三三号)

一議 長(田村利一) 要議ないものと認め本件を上程いたします。

一書 記(上野重勝) 期 読

一助 役(川窪金吉) 議案オ三三三号は熊野橋の改修工事の図休でその一は橋台、床板の工事であり、その二に付ては鋼桁の製作、架設工事でありこれは都府から業者が指名されこちらではできないので二つに分けて入札した次第であります。
オ三三三号(田村祐一) 請負工事関係の議案は何々組、何々会社でなく代表者の氏名を記入されるよう統一されたい。

一議 長(田村利一) 議案オ三三三号に付て要議ありませんか。

要議なし

一議 長(田村利一) 議案オ三三三号は要議ないものと認め原案通り決定いたします。

一議 長(田村利一) 休憩する 尚休憩中に各委員会の日程等と打合せられたい

休憩 午後五時三十分 午後七時

一議 長(田村利一) 再開いたします

尚各委員会の日程を次の通りとします。

總務委員会	三月二十日 午前九時
建設委員会	三月十七日 午後一時
厚生委員会	三月二十四日 午後一時
と場委員会	三月二十二日 午後一時

日程オ三十九 請願書の受理に付て

一議 長(田村利一) 總務委員会付託の教育予算増額に關する請願外三件

に付て審議願いたい。

審議の結果に付て總務委員長より報告願いたい。

一總務委員長(村尾種吉) 本件に付ては總務委員会で慎重審議の結果を述べ

四番（瀨古清亮）總務委員長の唯今の報告は具體的に五項目にわたりの問題かはつきりしない。

一町 長（秋山誠一） 本件は、勸学委員会が審議の結果、学校予算に於ては、特に校舎の増築に重点をおいた。

一、才三番（中西虎造）才三小學校の増築は三十三、三十四年度でやる予定であつたが、
地交付金の増額により三十三年度でやると云ふことか。

一議
長(田村利一)次に昭和三十二年、度、暖房用燃料費の増額に因する件と、審

一總務委員長（村尾種吉）本件については現年度の保健上三校分で十万円程度であるので認めることとした

一オ十ス番（設楽美知）各学校共P+A予算に燃料費を計上しているが、三十二
年分は役場でみてもらえると云うことでP+Aの方では一部を予算に計上
した。町の予算でみるならば児童から四割くらい。田舎収入た分は回收
されるわけである。

一才十之番（設樂美知）三枚合せて十萬四千位である。

一才三雀（中西虎造）P十Aからも燵科賞が出てゐると聞くがこれは町で賄はないのか

一町 長(和山誠一) 燃料費、雇用費については或る程度の基準として設けて予算を編成した。暖房については唯暖かくしてやると云うことでなく、質実剛健と云う観点からと教育の必要がある。それとあまり無駄にしないことと云うことでやうしたいと考えている。又中学校では今まで暖房設備がなかったが、三十三年度で設けることとした。

一才三十四番(高橋彦市) 購入については三枚共同一商人から購入しているか。

一町 長(和山誠一) その件は各学校に任せてある。発注の場合は購入何と出させている。

一議 長(田村利一) 本請願は採択して主旨に沿うことで異議ないか。
要議なし

一議 長(田村利一) 本請願は採択し主旨に沿うこととする。

一議 長(田村利一) オニ小學校々舎増築も昭和三十三年度に実現されたい旨の請願はどうか。 總務委員長の報告を求めぬ。

一總務委員長(村尾種吉) 本件は分校完成後に基地を付金で充て、やると云うことで承認した。

才十番(山下幸三) 本件については昭和三十三年度、全面的にみることでできないうで追加予算でやると云うことであり、一部教員だけはさけたいと云う意向、向て是れ丁世の説明した通りであるが、總務委員長も説明したように基地を付金で解決してゆきたいと云う方針である。

一才四番(瀨古清竜) オニ小學校は老朽校舎はどのようか。

一町 長(和山誠一) 文教室程度の増築では古い校舎を取こわすことはできない。

一才三十一番(田村祐一) オニ小學校について全体計画はできているか。

一町 長(和山誠一) 十八号区も基準として全体計画ができている。

一議 長(田村利一) 本請願を採択してよいか。

田村誠一

一議 長(田村利一) 本請願を採択し、三十三年度で実現できるよう努力することとする。

一議 長(田村利一) 次に中新道の舗装に關する請願を上程する。

尚建設委員長より審議についての報告を承ぬ。

一建設委員長(瀨古清竜) 中新道は基地に通ずる道路であり、交通量は非常に

多く荒れれているので、先般決議の通り地えり協力金を得、舗装をされたいと
云うまじ目の請願であります。

一議 長(田村利一) 本請願の採択に異議ありませんか。
異議なし

一議 長(田村利一) 異議ないので採択し施行することに決定いたします。

一議 長(田村利一) 次にミシミ金物店より消防置場敷地の松下、中村の請願
も審議します。尚条件は先日の議会に継続審議するものと云うものであります。

一才十一番(山下幸三) 本請願は都市計画部線路の松中もあり今少し時期がくる
まで保留願いたい。

一才四番(順古清也) あとは四々呼くらうあり五号線が改修になると二々呼くらう
となるが、一個人に松下することはできないので白紙に替えたい。

一才十一番(山下幸三) 町登るの見地から白紙に灰すことはできない。

一才五番(米泉董) あの下は貯水槽であるが緑地にすることは不可能でないと思う。
商店街の客の息抜き場として緑地にしたい。

一才三番(中西虎也) これは必要なのであり、あそこがどうかどうなるか決りないうち

お下げも論じるのは早計であり、保留して道路改修のとき研究したいとい
と考える。

一才十一番(山下幸三) 唯今の三番議員のこともであるが、あそこは町の中心地である
価値のあるで充分なものなら近い店にやるのがよいのではないか。

一才五番(米泉董) 一人で五人並ぶより空地で置く方がよい。

一才十一番(山下幸三) 現実に迫られるまで保留されたい。

一才三番(田村祐一) 紹介議員の面もあり保留されたい。

一議 長(田村利一) 本請願は保留することに異議ないか

異議なし

一議 長(田村利一) 本請願は異議ないので保留とする。

一議 長(田村利一) 次に土木建築水道の請願業者よりの請願について審議いた

します。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一才三番(中西虎也) 請願に関する請願であるが組合員で事故あるときは組合が

処置する云うかどのような意味なのか。

一オニ工番(田村祐一)紹介議員として説明します。請負業は他の業態に比べ
て权位と云うことも大切にされるものであります。例え、一つの工事を終った場合にそ
れは至歴として残る。従って指名から脱落する云うことは信用問題に影響す
る。

オニ小学校増築入札の折、今まで入社も指名したものが五、六万円と云う工事
と云うことでしほりにしほつて三社とされた。この爲当「工業社は二社のみとなり
あとの四社は残されてしまった。そこで各業者間で新しく連帯制を打出しへん
正な指名をされたいと云うものである。

一町 長(秋山誠一)連帯保証と云うのは組合長が保証するのが。

一オニ工番(田村祐一)これは組合員の連帯保証である。

一オニ番(渡井 明)本請願には組合長の名すだけで十五名の署名はない。

一オニ工番(田村祐一)本件はその趣旨を採択して戴けばよいのであまり堅く考え
ない方がよいと思う。

一オニ工番(山下幸三)總務委員会の審議過程において六社を入札に参加させると
云う話も出ていたが、オニ小学校で失敗した例もあり、論議の結果、A級B級の

の申しもあり、これによって三社となった

採択賛成の声あり。

一議 長(田村利一)本請願採択に要議ないか。

要議なし

一議 長(田村利一)本請願も採択し細部につき總務委員会に付託する。

一議 長(田村利一)次に原ヶ戸地先の道路改修に関する請願も審議いたしま
す。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一建設委員長(瀬古清彰)本請願は既に建設委員会が視察した富士見通り坂下の
東西に走る道路が行止りとなっているので希望としては本年中には是非実現いた
したい。

一議 長(田村利一)本請願は建設委員会付託で要議ないか。

要議なし

一議 長(田村利一)本請願を建設委員会に付託とする。